

六ツ美南部学区

本町災害時行動マニュアル

共助



自助



公助



本町災害防ぎよ隊

2021年2月14日発行

1. 災害時行動マニュアルの考え方

本町災害行動マニュアルは「災害後7日間は行政の支援がない」すなわち、救急車・消防車が7日間来ない、電気・上下水道・通信も7日間供給されないという前提でのマニュアルである。

2. 災害時行動マニュアルの前提条件

- ①災害後7日間は公的援助が無い状態で生き延びるための備えをする。
- ②災害時の支援行動は本町災害防ぎょ隊が自主的に行う。
- ③学区災害対策本部は本町との情報収集・発信と学区避難所開設支援などを主に行う。
- ④住む家を無くされた方は、一時避難所（南部小学校）に避難するのが原則であるが、避難者受け入れには限度が有るので、本町での対応を考慮する。
- ⑤学区の防災倉庫備蓄品は、一時避難所（南部小学校）避難者対応用で本町への配給は無い。町で必要なものは町の防災倉庫に備蓄する。
- ⑥本町災害行動マニュアルに記載した内容について、計画的に訓練を行い、不明点、不具合点はその年の防ぎょ隊でマニュアルを改訂する。
- ⑦現実に支援できる体制を確保する。隊員が集まらない場合は、隊長の責任と権限で隊員を確保（現場にいる人から選ぶ）する。
- ⑧震度6強の地震での学区被害想定
重傷者：最大105人（倒壊家屋の10%）、軽傷者：1050人（倒壊家屋数）
倒壊家屋：1050棟（全7000棟の15%）
延焼家屋：500棟（全7000棟の内、延焼危険度5の建物を2/3=5000棟とし、その10%が該当）
- ⑨水害での学区被害想定
広田川、安藤川、占部川氾濫：浸水高さ1m～2m
矢作川氾濫：最大浸水高さ5m

3. 災害防ぎょ隊

3-1. 本部

災害防ぎょ隊の本部は浄光寺の駐車場にテントを設営して開設する。可能ならば、浄光寺の本堂や浄光寺会館を借用する。

3-2. 編成（構成）

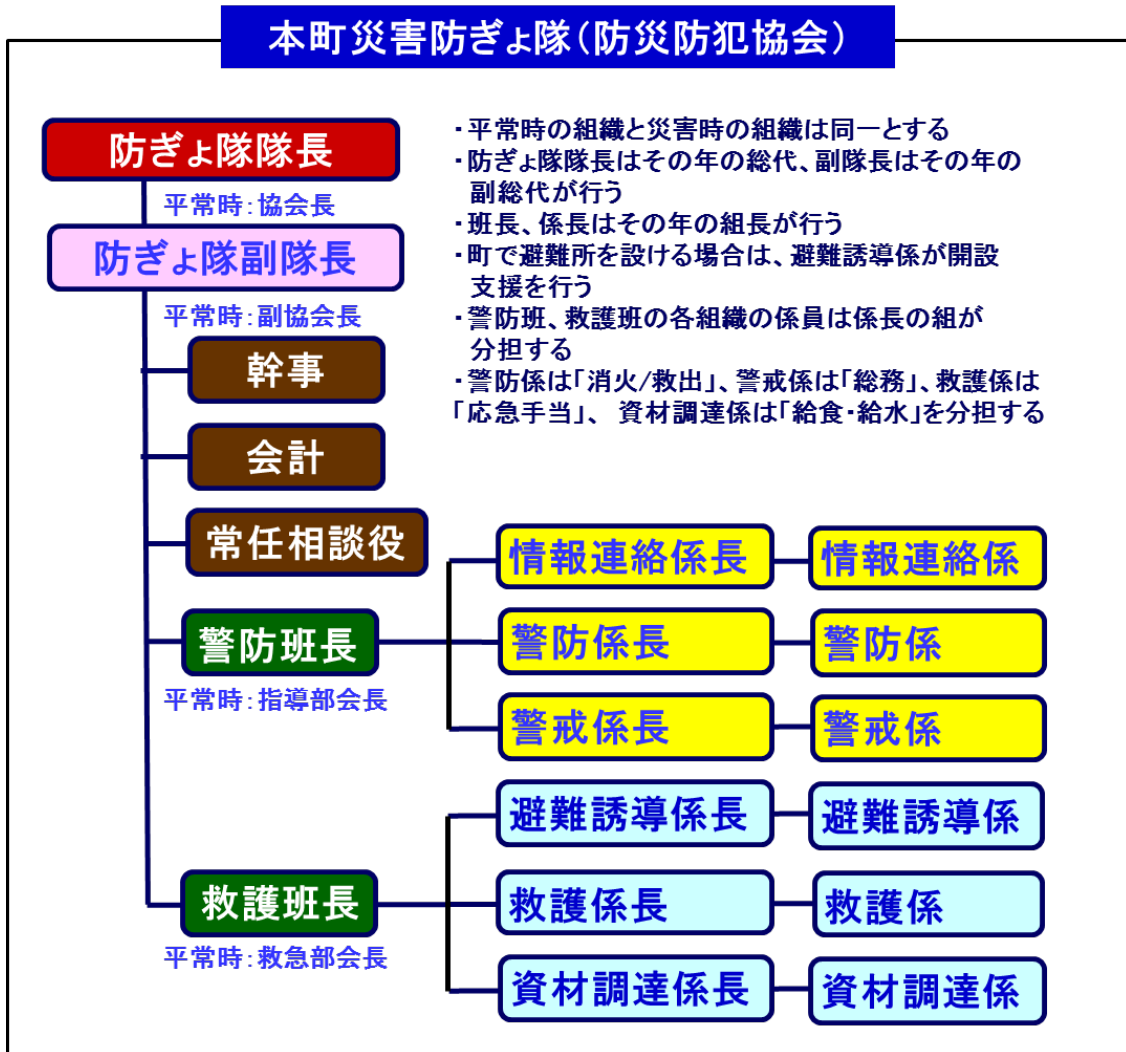
災害防ぎょ隊は隊長（1名）、副隊長（1名）、幹事（3名）、会計（1名）、常任相談役（2名）、警防班、救護班から構成される。図1に「本町災害防ぎょ隊構成」を示す。詳細は岡崎市発行の「自主防災マニュアル」による。

3-3. 役員

- ①隊長（1名）は防災・防犯協会会長（総代）をもって充てる。
- ②副隊長（1名）は防災・防犯協会副会長（副総代）をもって充てる。
- ③幹事（2名）は隊長経験者2名をもって充てる。原則として前年度、2年前の隊長経験者2名とし、任期は3年で毎年1名ずつ交代し、更新する。
- ④会計（1名）は防災・防犯協会副会長（副総代）が兼務する。
- ⑤常任相談役（2名）は町内で防災に造詣が深い人で在宅時間の長い人をもって充てる。任期は規定しない。
- ⑥警防班長、救護班長は原則として組長をもって充てる。
- ⑦警防班長および救護班長は、それぞれ、平常時の指導部会長および救急部会長を兼務することができる。
- ⑧情報連絡係、警防係、警戒係、避難誘導係、救護係および資材調達係の各係長は原則として、組長をもって充てる。
- ⑨班長は係長を兼務することができる。但し2つ以上の係長を兼務することはできない。
- ⑩係長は不在時を考慮し3名体制とする。3名は原則として本年度、前年度、2年前の係長（組長）をもって充てる。優先順位は本年度、前年度、2年前の順とし係長1名以外は隊員とする。（災害発生時は3名とも災害防ぎょ隊本部に召集される）

- ⑩警防班および救護班の各組織の係員はその組織の係長の組（当年度）が分担する。
 (注1) 組長とは世帯主およびその家族を含める。
 (注2) 総代および副総代が組長を兼務する場合は、組長の代理人を指名することができる。

図1 本町災害防ぎよ隊構成



3-4. 開設条件

本町災害防ぎよ隊は、地震の場合は震度5強以上で、かつ六ツ美南部学区災害対策本部が開設される場合に開設する。水害の場合は、全町水没するので開設しない。但し、水が引いて六ツ美南部学区災害対策本部が開設される場合は開設する。

3-5. 役員の召集

災害防ぎよ隊役員は災害発生後、原則として、1時間以内に本部に自主的に集合する。災害時、電話（固定、携帯）は使用できないことを想定し、自主的に集合する。

3-6. 役員の権限

災害防ぎよ隊役員は任務遂行上の人事権、指示命令権を有する。防ぎよ隊隊長は隊員が不足した場合には町民の中から、新たな隊員をその場で指名することができる。町民は、災害防ぎよ隊に協力する義務を有する。

3-7. 災害防ぎよ隊の役割

災害防ぎよ隊の役割は災害時および平常時に分れるが、別表に示す通りとする。詳細は岡崎市発行の「自主防災マニュアル」による。

表1 災害防ぎょ隊の災害発生時の役割

係	災害発生時の役割
情報連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ・被災(火災)、避難状況の把握 ・把握状況の報告(隊長、学区本部) ・安否確認 ・安否不明人がいる場合は警防係に連絡
警防係 (消火・救出)	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・閉じ込められている人の救出 ・必要な資機材の収集
警戒係 (総務)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災機関(消防、警察、自衛隊)の活動支援 ・災害発生時以後の火災予防、防犯
避難誘導係 (避難所開設)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、外国人の避難支援 ・町避難所の開設、運営支援
救護係 (救護・救出)	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 ・負傷者の救護所への搬送 ・警防係の補助
資材調達係 (給食・給水)	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の調達 ・食料、水の調達 ・学区本部への資機材の要請 ・炊き出し ・救援物資の調達、配分

表2 災害防ぎょ隊の平常時の役割

係	平常時の役割
情報連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ・情報網の整備(不在時の連絡) ・情報連絡訓練 ・防災計画、防災マップ作成 ・防災講習会、防災訓練
警防係 (消火・救出)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防活動 ・消火訓練 ・火災警報器の普及促進 ・救助救出訓練
警戒係 (総務)	<ul style="list-style-type: none"> ・消火訓練(警防係と共同) ・防火用水確認 ・救助救出訓練(警防係と共同)
避難誘導係 (避難所開設)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、外国人の把握 ・避難、避難誘導訓練 ・町避難所の開設、運営支援訓練
救護係 (救護・救出)	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当知識の普及 ・応急手当訓練 ・救護・救出訓練
資材調達係 (給食・給水)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内備蓄の普及 ・炊き出し訓練 ・井戸(水源)の調査

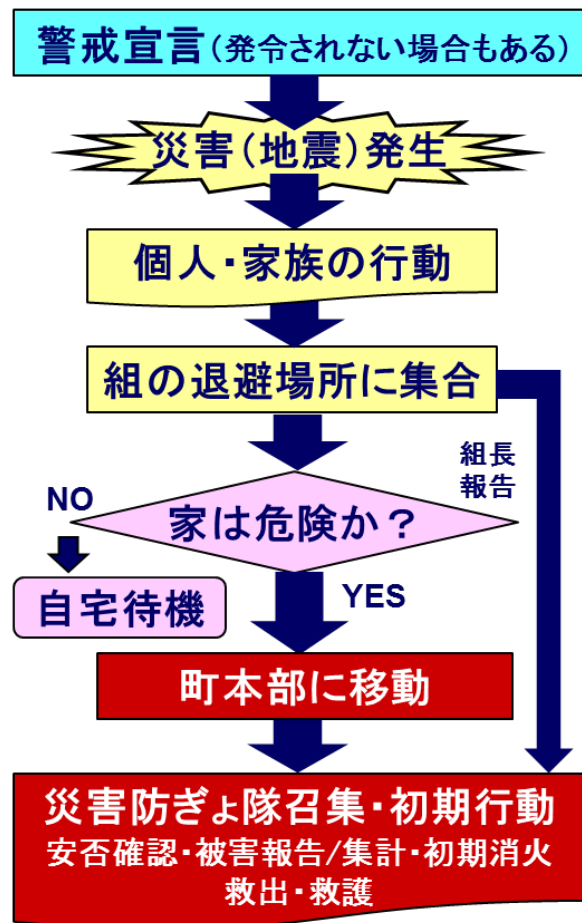
3-8. 隊員の充当（隊員不在時の処置）

- ①災害発生時に隊長が不在の場合は副隊長が職務を代行する。
- ②災害発生時に副隊長が不在の場合は幹事の中から充当する。優先順位は前年度、2年前の隊長（総代）経験者の順とする。
- ③災害発生時に隊長および副隊長がともに不在の場合は幹事および常任相談役の中から充当する。優先順位は前年度、2年前の隊長経験者、常任相談役の順とする。
- ④班長、係長、隊員が不足する場合は、隊長の権限で適任者を追加任命することができる。
- ⑤隊長（総代）が学区災害対策本部に召集される（学区総代会四役）場合は隊長を幹事および常任相談役の中から充当する。優先順位は前年度、2年前の隊長経験者、常任相談役の順とする。

4. 災害（地震）発生時の行動

災害発生時から災害防ぎよ隊召集までのフローチャートを次に示す。災害発生直後は「個人・家族の行動」（4-1項）を行い、その後「災害防ぎよ隊」を開設し、活動を開始する。

図2 災害（地震）発生時の行動



4-1. 個人・家族の行動

- ①身を守る処置（頭を守る、丈夫なものに隠れる、行動開始前に靴を履く）
- ②火災防止（ガス栓を閉める、ストーブを消す）
- ③火災の確認（火災の場合は初期消火）
- ④家族の安全を確認（閉じ込め、けが）
- ⑤火を出さない処置（電気の本（ブレーカ）を切る、ガス元栓を閉める）
- ⑥非常持ち出しを携行
- ⑦家族で組の退避場所に集合

4-2. 組の退避場所に集合

- ①災害発生後「個人・家族の行動」が一段落したら、組員全員が「組の退避場所」に集合し、被害状況を組長または代理人に報告する。組長または代理人は組員の安否、被災状況を見聞きし、記録する。表2に被災状況を記録するための様式を提示する。
- ②個人の判断で、家が「安全でない」と判断した場合は町の退避場所に移動する。
- ③個人の判断で、家が安全と判断した場合は「自宅待機」とする。
- ⑤火災が発生した場合は組員が協力して初期消火を行う。
- ⑥倒壊家屋などの下敷きになった人が発生した場合は組員が協力して救助活動を行う。
- ⑦けが人が発生した場合は組員が協力して応急処置を行う。
- ⑧組の初期対応が一段落したら、組長は災害対策本部に集合（1時間以内）する。

4-3. 災害防ぎょ隊の召集

- ①災害防ぎょ隊隊長は災害対策本部を開設し、以後の活動は本部の指示のもとに行う。
- ②災害防ぎょ隊の初期行動は組の行動を継続し、消火活動、救出・救護（応急処置）活動および組長の被害報告を集計し学区災害対策本部に報告することを最優先して行う。
- ③組長は不在時の代理人を指名することができる。代理人は組の中で在宅時間の長い人をもって充てる。代理人は家族であっても良い。組長および代理人が不在の場合は過去の組長の中から充当する。優先順位は前年度、2年前、3年前の組長経験者および代理人の順とする。
- ④組長の代理人は災害防ぎょ隊隊長の要請があれば、隊員として継続的に活動する。

5. 退避場所

本町の避難場所を図3に示す。

5-1. 組の退避場所

- 1組：浄光寺西側駐車場（町退避場所）
- 2組：高橋家南側駐車場
- 3組：鈴木家北側駐車場
- 4組：鈴木家北側駐車場
- 5組：鍋田家東側空地
- 6組：大江家東側空地
- 7組：平川家東側空地

5-2. 町退避場所

浄光寺西側駐車場

5-3. 一時避難場所

六ツ美南部小学校

6. 平常時の活動

- ①毎年1回以上、組長会議において、本町災害行動マニュアル、学区防災マニュアル、岡崎市防災関連マニュアルを用いて防災教育を行う。
- ②毎年1回以上、組長会議で各組の名簿のチェックを行い最新の状態に保つ。
- ③毎年1回以上、防災倉庫の備品チェックを行いつつでも使用できる状態を保つ。修理および追加すべき備品があれば次年度予算化し修理・購入する手はずを整える。
- ④毎年1回以上、防災訓練を行うのが望ましい。防災訓練は全町参加型でなくても、災害防ぎょ隊員（組長および経験者）限定でも良い。学区の防災訓練に合わせて、追加で行っても良い。他町と共同で防災訓練を行うのも良い。
- ⑤防災訓練は実施項目を限定して行っても良い。項目としては、防災マップの確認・変更・改定、救命法、AEDの使用法、救急法、初期消火、情報伝達、要介助者避難、地震体験、水害時の避難先確認・改定、防災備品（防災倉庫）の点検などが候補として考えられる。

図3 本町退避場所



表3 本町被災状況報告書

番号	世帯主	家族数	安否確認			避難			家屋			処置		自宅以外の避難先 (水害時など)
			済	不明	負傷	自宅	避難所	救護所	損壊	倒壊	火災	電気 大本	ガス 元栓	
1	柴田 彰	4	3	1	1	2	0	1	○	×	×	○	○	岡崎市羽根町
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
28														
29														
30														